

令和2年度山田町結婚新生活サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部として補助金を交付することに関し、山田町補助金交付規則（昭和53年山田町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下で、令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和2年1月1日以降、結婚生活のために新たに購入又は賃借する住居に要した費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- (3) 引越費用 令和2年1月1日以降、引越業者又は運送業者への支払その他の引越しに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得額（夫婦の令和元年の所得額の合算額をいう。）をもとに、夫婦の合算した所得が340万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、それぞれの計算方法により算出して得た額が340万円未満であること。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職した場合は、離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。
 - イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返還を現に行っている場合は、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返還額を控除して得た額
- (2) 対象となる住居が山田町内にあり、山田町に住所を有しているこ

と。

- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (5) 町税等の滞納がないこと。

(補助金の額等)

第4 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 申請受付期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第3に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和2年度山田町結婚新生活サポート補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書
- (2) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(貸与型奨学金の返還を行っている場合)
- (3) 物件の売買契約書(住居費における購入の場合)
- (4) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)
- (5) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)
- (6) 引越しに係る領収書(引越費用)
- (7) 同意書(様式第3号)
- (8) 誓約書(様式第4号)
- (9) 戸籍謄本
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、令和2年度山田町結婚新生活サポート補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6 第5第2項により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに令和2年度山田町結婚新生活サポート補助金変更交付申請書(様式第6号)に、第5第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、令和2年度山田町結婚新生活サポート補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7 補助対象者は、第5第2項又は第6第2項の通知書を受けた場合は、速やかに令和2年度山田町結婚新生活サポート補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。